

(参考1) おもてなし規格認証 紫認証マーク、4種類のマーク、認証要件について

紫認証マーク



おもてなし規格認証
4種類のマーク



認証要件について

種類	<p>(紅認証)</p> 	<p>★ (金認証)</p> 	<p>★★ (紺認証)</p> 	<p>★★★★ (紫認証)</p> 
各認証の考え方	<p>サービス向上の取組に意欲的なサービス提供者</p>	<p>お客さまの期待を超えるサービス提供者</p>	<p>独自の創意工夫が凝らされたサービス提供者</p>	<p>お客様の期待を大きく超える「おもてなし」提供者</p>
登録・認証の仕組み	<p>登録料無料</p> <p>自己適合宣言</p>	<p>有償</p> <p>認証機関による審査</p> <p>認証機関による審査</p> <p>認証機関と認定機関による審査</p>		
登録・認証基準	<p>定められた規格30項目※1のうち15項目以上が該当していることの自己適合宣言※2が必要です。</p>	<p>定められた規格30項目※1のうち「既の実施している取組」が15項目以上該当する必要があります。</p>	<p>定められた規格30項目※1のうち「既の実施している取組」が21項目以上該当する必要があるほか、おもてなし人材要件を満たした人材が1つの事業所に対し1名以上配置されている必要があります。※3</p>	<p>定められた規格30項目※1のうち「既の実施している取組」が24項目以上該当する必要があるほか、属人的サービスの品質向上に向けた取組、業務効率化や顧客満足度向上のための独自の取組を行っていることが必要です。</p>

※1 おもてなし規格認証パンフレットの規格30項目を参照。パンフレットはこちら https://www.service-design.jp/news_detail/id=125

※2 すでに実施している、もしくは実施したいという意志があること

※3 おもてなし人材要件を満たすことのできる「おもてなし人材研修プログラム」または、「カイゼンスクール（経済産業省補助事業）」等を受講することにより、紺認証の取得条件を満たすことができます。